

## 山梨県教育委員会と国立大学法人信州大学附属図書館との連携・協力に関する協定書

山梨県教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人信州大学附属図書館（以下「乙」という。）は、連携と協力により地域の文化財の保護・研究の振興と発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携と協力を推進することにより、地域の文化財の保護・研究の振興と発展に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）山梨県内の埋蔵文化財発掘調査報告書等を広く公開すること。
- （2）文化財の保護の推進及び研究活動の充実に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

### （守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第5条 本協定書は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了の日から2ヶ月前までに甲又は乙から申し出のないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月30日

甲 山梨県教育委員会

教育長 瀧田 武彦



乙 国立大学法人信州大学附属図書館

館長 笹本 正治

